

第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙啓発委託事業に係る  
企画コンペ実施要領

1 目的

第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙（以下「知事選」及び「県議補選」という。）の投票日及び投票環境（投票時間等）について周知するとともに投票総参加を呼びかけることを目的とする。

この実施要領は、本事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するための公募型企画コンペを実施する際の手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙啓発委託事業

(2) 業務の仕様等

別紙1『第22回福島県知事選挙及び福島県議会議員補欠選挙啓発委託事業仕様書』  
のとおり

(3) 委託契約額の上限

17,140,000円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 委託契約期間

契約の日から令和4年11月30日（水）（想定）

3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす者とする。

- (1) 福島県内に本社又は事務所・事業所を置き、かつ、県内で確実な業務遂行体制が確保されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (3) 募集開始から企画提案書等提出期限の日までに福島県から入札参加資格制限又は指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者でないこと（但し、民事再生手続開始の決定を受けた後に、入札に参加することに支障がないと認められている者は除く）。
- (5) 以下に該当する者が役員でないこと。
  - ア 法律行為を行う能力を有しない者
  - イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁錮以上の刑に処せられている者

(6) 企画コンペ参加者本人又は役員等が次の各号のいずれにも該当しないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡した者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者  
キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前アからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）及び宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(8) 本事業に類似する業務を実施した実績があり、確実に履行できること。

(9) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける法人格を有する者であること。

(10) その他、県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

(11) 県税を滞納している者ではないこと。

(12) 消費税または地方消費税を滞納しているものではないこと。

#### 4 企画コンペに関する手続き

実施要領及び参加表明書等の様式については、福島県選挙管理委員会ホームページか

らダウンロードして入手すること。なお、窓口又は郵送等での配布は行わない。

・ホームページアドレス：

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/62010a/>

## 5 参加表明書の提出

企画コンペに参加する意思のある者は、「参加表明書」（様式第1号）を以下により提出すること。

なお、参加表明書の提出がない者の企画提案は受け付けない。

### (1) 提出期間

令和4年8月18日（木）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

持参、郵送、電子メール又はファクシミリにより提出すること。

なお、電子メール又はファクシミリでの提出の場合は、電話にて着信確認をすること。

また、電子メールでの提出の場合は、件名を「(知) 啓発委託事業：参加表明」とすること。

## 6 質問書の受付

実施要領、企画提案書の作成等に関して質問がある場合は、次のとおり「質問書（様式第2号）」を提出することができる。

### (1) 受付期間

令和4年8月12日（金）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

担当事務局のメールアドレスあて、電子メール（ファイル添付）により提出すること。

件名は「(知) 啓発委託事業：質問書」とすること。

### (3) 回答

質問書に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和4年8月16日（火）17時までに福島県選挙管理委員会事務局ホームページに掲載する。

## 7 企画提案書等の提出

前記5により「参加表明書」を提出した者は、企画提案書等を以下により提出すること。

### (1) 提出期限

令和4年8月25日（木）17時まで（必着）

### (2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。

### (3) 提出書類

ア 企画提案書 20部

企画意図、絵コンテ、ラジオスポットのナレーション、ホームページのイメージ、若年層の有権者を対象とした啓発事業等の内容が分かるもの。

イ ポスター企画案（Aタイプ及びBタイプの2種類について、それぞれB2サイズ1部、A4サイズに縮小したカラーコピー20部）

ウ 積算見積書 20部

業務の内容ごと、それぞれの費目ごとの内訳がわかるよう積算すること。

(4) 企画提案書の作成及び留意事項

提案の実現可能性を検討するために、必要に応じて企画コンペ提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがある。

## 8 留意事項

(1) 失格又は無効

企画コンペ参加者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

ア 前3で定める参加者資格要件を満たさない者及び委託契約の締結日までに参加者資格要件を満たさなくなった者による提案

イ 参加表明書を提出しなかった者による提案

ウ 前7で定める提出期限を過ぎて提出された提案

エ 前2で定める委託契約額の上限を超える提案

オ 提出した参加表明書及び企画提案書等に、民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する記載がある場合

カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

キ 本企画コンペの公平性に影響を与える行為があった場合

ク その他本実施要領に違反すると認められる場合

(2) 複数提案の禁止

企画コンペ参加者は、複数の企画提案書を提出することはできない。

(3) 提出書類の変更及び返却

提出期限後の企画提案書の変更、差し替え若しくは再提出はできない。また、提出書類は返却しない。

(4) 辞退

参加表明書を提出した者が、参加を辞退する場合は、「参加辞退届出書（様式第3号）」を担当事務局に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

(5) 費用負担参加に要する経費等は、企画コンペ参加者の負担とする。

(6) その他

ア 企画コンペ参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要領の記載内容に同意したものとす。

イ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づ

く情報公開請求の対象となる。

## 9 委託契約候補者の決定方法

### (1) 1次審査（書類審査）

令和4年8月29日（月）

ア 2次審査進出業者を決定する。

イ 審査結果については、すべての企画提案書提出事業者に通知する。

### (2) 2次審査（プレゼンテーション）

令和4年9月5日（月）※都合により変更となる場合がある。

ア 2次審査進出業者は、提出した企画提案書の説明及び審査員からの質疑応答を行う。

イ プレゼンテーションの時間、場所は別途通知する。

ウ 審査結果については、すべての2次審査進出事業者に文書で通知するとともに、福島県選挙管理委員会事務局ホームページにおいて委託契約候補者を公表する。

なお、公表する内容は、次のとおりとする。

(ア) 業務委託予定者名及び総得点

(イ) (ア)以外の参加者の総得点

(ウ) その他必要な事項

エ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。

また、その回答は書面が到達した日から起算して、10日（土曜日及び日曜日を除く）以内に行う。

オ 最終企画案に採用された事業者と別途契約を締結する。

カ 審査項目及び配点（100点満点）

審査項目	評価基準	配点	傾斜
事業全般	コンセプトに沿った内容であるか	5点	×1
	事業内容のデザイン、コンセプトが統一されていて効果的なものであるか。	5点	×2
	事業費の積算は適切であるか。	5点	×1
テレビスポット 大型ビジョン広告 スーパー等店舗の 広告	幅広い世代の有権者はもとより、若年層の有権者が投票所へ足を運ぶ動機づけとなるものであるか	5点	×2
	インパクトがあり、目を引き付けるものであるか	5点	×2
ラジオスポット	幅広い世代の有権者はもとより、若年層の有権	5点	×1

	者が投票所へ足を運ぶ動機づけとなるものであるか		
ポスター	幅広い世代の有権者はもとより、若年層の有権者が投票所へ足を運ぶ動機づけとなるものであるか	5点	×2
	インパクトがあり、目を引き付けるものであるか	5点	×2
ホームページ	幅広い世代の有権者はもとより、若年層の有権者が興味を惹くようなデザイン、構成であるか	5点	×1
	見やすいデザイン、構成であるか	5点	×1
インターネット広告	人目を引き、効果的なものであるか	5点	×1
若年層の有権者を対象とした啓発事業	10代、20代の有権者又は家族連れの有権者に対する啓発効果が高い媒体、手法であるか	5点	×3
	制作から実施まで短期間となる中、確実に実施可能な企画の提案であるか	5点	×1

キ 評価点数の採点基準

点数	評価
5	特に優れている
4	5と3の間
3	ふつう
2	3と1の間
1	特に劣る

(3) 委託契約候補者の決定

審査員は、企画提案書、プレゼンテーション、質疑応答及び積算見積書の内容を総合的に勘案し、委託契約候補者を決定する。

10 事業の実施日程について

- (1) 事業の実施日程は、選挙期日を令和4年10月30日と想定して設定したものである。
- (2) 実際の選挙期日が前項の期日より遅くなった場合は、その日数分、各事業の実施日程を繰り下げることにする。
- (3) 選挙期日が変更となった場合は、県選挙管理委員会事務局が直ちに連絡する。
- (4) 納期の指定のある事業の納期については、別途指示する。

## 11 その他

- (1) 企画コンペ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画コンペ参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の企画コンペ参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画コンペ参加者は、委託契約候補者の決定前に、他の企画コンペ参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画コンペ参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該企画コンペ参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 業務の一部を印刷業者・運送業者等に委託する場合は、県内事業者を利用すること。

## 12 契約等に関する事項

### (1) 業務仕様書

業務仕様書は、業務委託予定者の企画提案書を反映して作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と業務委託予定者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託契約候補者との協議が整わなかった場合は、審査結果が次点の者を業務委託予定者とする。

### (2) 契約の締結

福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）に定める随意契約の手續に基づき、業務委託予定者より見積書を徴取し、予定価格の範囲内であれば契約を締結する。

### (3) 契約保証金について

業務委託予定者は、契約保証金として契約額の 100 分の 5 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第 229 条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することが出来る。

### (4) 契約に関する条件等

受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることは出来ない。業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に県と協議して了承を得ること。

また、企画提案書に基づく委託業務を履行できなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、県は契約相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求を行うことが出来る。

### (5) 関係書類の整備

受託者は委託業務に係る会計を他の業務に係る会計と区分して経理するとともに、会計関係帳簿等の本業務に係る書類を一定期間保存すること。

13 担当事務局（問合せ先及び各種書類の提出先）

福島県選挙管理委員会事務局 担当：本田

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2-16（本庁舎 2 階）

電話 024-521-7062

FAX 024-521-7878

メールアドレス senkyo@pref.fukushima.lg.jp